介護保険住宅改修の流れ

自宅で生活している要介護・要支援認定を受けている人が、自立した生活を続けるために比較的小規模な改修をしたとき、身体や住宅の状況などを勘案して必要と認められる場合は、改修費の 7～9 割相当額が支給されます。

- 一般的な改修や修繕、リフォーム、バリアフリーの費用を補助（助成）する事業ではありません。
- 希望する施工事業者で、必ず改修を行える制度ではありません。
- 公的な制度のため、一般的な工事とは金額や施工内容が異なりますので、**相見積もり**や施工内容の変更、申請書類の修正などをお願いする場合があります。施工事業者様はご理解いただける場合のみ、依頼を受けてください。
- 厚生労働省の通知に、「ケアマネジャーは複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明すること」が明示されています。
- 介護保険制度に基づく在宅サービスの一つであるため、改修の必要性を判断するのはケアマネジャーです。
  本人様やご家族様、施工事業者様が決めるものではありません。

1. 承認申請（事前申請）後、内容の審査

   介護保険課において受付、内容等を審査

2. 着工許可

   介護保険課から担当ケアマネジャー等へ、事前申請の承認および着工許可を連絡

3. 着工・完成

   住宅改修の着工および完成

   ※工事内容や金額に変更がある場合には、変更が分かった時点で市の担当者へ連絡してください。

4. 支給申請（完了申請）

   申請者は、工事完了後に書類を介護保険課へ提出する。

5. 支給決定および支払い

   住宅改修費の支給の可否を決定し、『介護保険償還払支給（不支給）決定通知書』により通知する。
   被保険者の指定口座に住宅改修費対象額の 7 ～ 9 割相当額が振り込まれる。（利用者負担割合に応じる）

   ※支給時期の目安は、支給申請受付月の翌々月の末日です。

必要な書類

■ 承認申請（事前申請）時

① 『介護保険住宅改修費支給申請書（改修前）』（第３０号様式）
② 住宅改修が必要な理由書
③ 施工内容等が分かる平面図（着工前・着工後）
④ 住宅改修完了確認書（工事着工前の写真添付）
⑤ 工事見積書
⑥ 使用する製品のカタログ等
⑦ 住宅改修についての所有者の承諾書（被保険者と住宅の所有者が異なる場合）

■ 支給申請（完了申請）時

① 『介護保険住宅改修費支給申請書（改修後）』（第３０－１号様式）
② 振込口座通帳の写し
③ 領収書原本（※領収書には工事費の総額を記載すること。）
④ 工事内訳書
⑤ 住宅改修完了確認書（工事着工前・完成後の写真添付）
⑥ 委任状（保険給付分を被保険者以外の口座に振り込む場合）

＜問い合わせ先＞
〒847-8511 唐津市西城内１番１号
唐津市役所　介護保険課　介護給付係
TEL　0955-70-0102